

京都府環境審議会条例

平成6年7月12日
京都府条例第14号
改正平成31年条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第3項の規定により、京都府環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員65人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第4条 審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(意見の聴取)

第8条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(京都府公害対策審議会条例の廃止)

- 2 京都府公害対策審議会条例（昭和46年京都府条例第35号）は、廃止する。

(京都府公害防止条例の一部改正)

- 3 京都府公害防止条例（昭和46年京都府条例第9号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部改正)

- 4 京都府衛生検査等使用料及び手数料条例（昭和51年京都府条例第39号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成7年条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成7年規則第16号で平成7年4月1日から施行）

附 則（平成12年条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(京都府自然環境保全審議会条例の廃止)

- 2 京都府自然環境保全審議会条例（昭和48年京都府条例第14号）は、廃止する。

(京都府環境を守り育てる条例の一部改正)

- 3 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成19年条例第61号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成20年規則第20号で平成20年4月1日から施行）

附 則（平成27年条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成27年規則第40号で平成27年4月1日から施行）

附 則（平成31年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
（平成31年規則第22号で平成31年4月1日から施行）

京都府環境審議会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、京都府環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

2 会長は、必要であると判断するときは、審議会に特別委員を招集することができる。

3 会長は、前項の規定により特別委員を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を特別委員に通知するものとする。

（部会）

第3条 審議会に次の部会を置く。

- (1) 総合政策部会
- (2) 地球環境部会
- (3) 廃棄物・循環型社会形成部会
- (4) 環境管理部会
- (5) 自然・鳥獣保護部会
- (6) 温泉部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長及び会長職務代理は、必要であると判断するときは、各部会の審議に加わることができる。

（諮問の付議）

第4条 会長は、諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会に付議することができる。

（部会の決議）

第5条 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とする。ただし、特に重要な事項として会長が認めるものを除く。

（専門委員会）

第6条 部会は、専門の事項を調査検討するため、部会長が指名する委員及び専門の知識を有する者等による専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長が指名する。

3 委員長は専門委員会を招集し、会務を総理する。

（会議の公開）

第7条 審議会の会議は公開とする。ただし、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合は非公開とすることができる。

（準用）

第8条 京都府環境審議会条例（平成6年京都府条例第14号）第5条及び第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 第2条及び第7条の規定は、部会及び専門委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」又は「専門委員会」と、「会長」とあるのは「部会長」又は「委員長」と読み替えるものとする。

(会議録)

第 9 条 審議会、部会及び専門委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審議会、部会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長、部会長又は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 1 0 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 3 月 1 4 日から施行する。

別 表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	環境基本計画その他の環境に係る基本的事項に関すること (他の部会の所掌に属するものを除く。)。
地球環境部会	地球環境対策に関すること。
廃棄物・循環型 社会形成部会	廃棄物対策及び循環型社会の形成に関すること。
環境管理部会	大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土 壌汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防 止に関すること。
自然・鳥獣保護部会	自然環境の保全並びに鳥獣の保護及び狩猟に関すること。
温 泉 部 会	温泉の掘削等に関すること。